

経済的支援

1 生活保護

生活に困ったときは、生活保護を受けることができます。生活保護は、最低限度の生活を保障し、自分の力によって生活していけるようになるまで援助を行う制度で、次の8つの扶助があります。

- 生活扶助……衣食など日常の生活に必要な費用
- 住宅扶助……家賃や家屋の補修などに必要な費用
- 教育扶助……義務教育に必要な学用品、学校給食費などの費用
- 介護扶助……介護サービスの利用に必要な費用
- 医療扶助……病気やケガなどの治療に必要な費用
- 出産扶助……お産に必要な費用
- 生業扶助……勤めたり、仕事を始めたり、仕事を覚えるために必要な費用
- 葬祭扶助……葬祭のために必要な費用

以上の扶助を受けるためには、いろいろな条件があります。

※詳しくは、生活支援課 相談支援係へ 電話26-1111 (内線5354)

2 生活つなぎ資金

旭川市に3か月以上住所を有していて、市民税が非課税又は均等割のみ課税されている世帯主の方が、予定外の出費で生活することが難しくなった場合、次の収入日までの必要最小限の金額（原則として食費相当額）をお貸しする制度です。

なお、貸付には条件がありますので、お問い合わせください。

※詳しくは、生活支援課 相談支援係へ 電話26-1111 (内線5369)

3 在日外国人高齢者等福祉給付金

旭川市内に居住し、住民登録をしている在日外国人高齢者の方（大正15年4月1日以前に生まれた永住者、特別永住者の方）に月額12,000円、障がい者の方（昭和57年1月1日以前に20歳に達し、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている方）に月額25,000円の福祉給付金を支給しています。また、一部の帰化者も対象になります。

ただし、生活保護を受けている方や、一定額以上の所得がある場合は支給されません。

なお、ほかにも支給条件がありますので、お問い合わせください。

※詳しくは、長寿社会課 高齢者支援係へ 電話25-6457

4 特別障害者手当

在宅の20歳以上で、重度の重複障がいのため常時特別の介護を必要とする方に、月額27,350円の特別障害者手当を支給します（支給額は改定されることがあります。）。

また、一定額以上の所得がある方は対象にならないなど、支給には条件があります。

※詳しくは、障害福祉課 障害事業係へ 電話25-6476

5 水道料金等減額

満70歳以上のひとり暮らしで、水道局と直接契約されている方の水道料金と下水道使用料の基本料金が減額になる制度があります。

なお、家事用以外でご使用の方、集合住宅（アパート・マンション等）にお住まいで、水道料金・下水道使用料を管理人等にお支払いしている方は対象になりません。

※詳しくは、水道局 お客様センターへ（申請前に必ずお問い合わせください。）

上常盤町1丁目 電話24-3163

6 福祉電話

70歳以上のひとり暮らしで固定電話及び携帯電話をお持ちでない低所得世帯の方（生活保護を受給していない市・道民税非課税者）に固定電話をお貸しします（お貸しできる回線数には限りがあります）。

設置費用と基本料金は市が負担します。

※詳しくは、長寿社会課 高齢者支援係へ 電話25-6457

7 市税と国民健康保険料の納付相談

市税と国民健康保険料は、納期内に納めていただくのが原則ですが、事情があって納期内に納付できない場合は、事前にご相談ください。

●相談日：月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前8時45分～午後5時15分

※詳しくは、納税推進課へ 電話25-5980

